判例研究

傷害保険契約における告知義務違反を理由とする契約解除の意思表示は保険契約者の相続人全員に対してなされなくてはならないとされた事例

〔商法　三五一〕

（大阪地裁昭和六三年一月二九日判決　昭和六一年（ワ）第四二四八号、保険金請求事件（控訴）　判例タイムス六八七号二三〇頁）

〔判示事項〕

海外旅行傷害保険契約において、保険契約者の相続人が数名ある場合には、告知義務違反を理由とする契約解除の意思表示は、特段の事情のない限り、その相続人全員に対してなされなくてはならない。

〔参照条文〕

民法五四四条一項、商法六七八条一項

〔事　実〕

本件海外旅行傷害保険契約は、昭和六一年一月二二日、訴外Aを代理した原告X_1（Aの子）と被告Y保険会社の代理店との間で締結されたものであり、保険期間を昭和六一年一月二二日から同月二七日までのハワイ旅行期間中（但し、一月二七日には同月二八日から一六日間延長する旨の契約を、さらに二月一〇日には同月一二日から一四日間再延長する旨の契約がなされている）、被保険者を訴外A、死亡保険金受取人指定なし、特約として、疾病治療費用保険金額三六八万円、疾病死亡保険金額一〇〇〇万円、救援者費用金額四〇〇万円、保険料（特約保険料を含む）四〇〇〇円とするものである。

Aは、昭和六一年一月二二日、本件保険契約の対象となったハワイ旅行に出発したが、同月二五日、かねてから指摘されていた腹部大動脈瘤が発病し、手術、治療を受けたものの回復せず、二月一四日、大動脈瘤破裂による出血性阻欠性直腸壊死を原因として死亡した。そこで、X_1は、三月五日、保険金請求書をYへ郵送することにより（二月二八日、一旦請求書が送付されてはいるが不備であった）保険金請求を行なったが、Yは、Aの既往症に関する調査を行なった結果、四月一四日、告知義

務違反を理由として本件保険契約を解除する旨の書面をX_1に宛て発送した。

こうした事情の下、原告X_1、X_2（Aの妻）、X_3（Aの子）が、Aの財産上の地位を相続により承継したとして、保険金の支払等を求めて訴えを提起したのが本件である。

被告Yは、原告X_1はAの大動脈瘤の疾病による入通院を知らなかったとは到底考えられないから、本件保険約款第五章第一四条一号の詐欺に該当し保険契約は無効である旨、および同保険約款第四章第一〇条第一項に定める告知義務に違反し、しかも解除の意思表示を原告らになした、また仮にX_1のみに対する解除の意思表示であったとしても、X_1はX_2、X_3の代理人であるから意思表示の受領につき問題はなく、さらに仮に形式的には民法五四四条の要件を欠いていたとしても、次のような特段の事情がある場合であるから、解除として有効であると抗弁した。すなわち、X_1は、保険金請求をするに当たり、他の二名の原告の相続には触れず、もっぱら自己名義でYと交渉し、保険金請求書も単独名義で提出されていたため、契約上の地位もX_1単独に帰属したものと判断し、解除の通知もこうした理解を前提にX_1宛に発したこと（しかも、何らの異議も留めていなかった）、また保険実務上、保険契約者または保険金受取人の相続人が複数ある場合には、相続人の一人を選定し、保険金の支払あるいは連絡交渉に当たる慣習があること、さらに生命保険では、約款において、保険契約者が二人以上あるときには、その代表者に対して解除通知をすればよく、これが定められていないか、その所在が不明のときは、契約者の一人に対して解除通知をすれば他の契約者にも効力を生じると規定されており、慣習として社会的に承認されていると。

〔判　旨〕一部認容

一　保険契約無効の抗弁について

「本件保険約款が本件保険契約の内容をなすものであり、右約款に『保険契約に関し、保険契約者、被保険者もしくはこれらの代理人その他保険金を受け取るべき者に詐欺の行為があったとき』は保険契約を無効とする旨の規定（第一四条）が設けられていることについては当事者間に争いがないが、原告X_1が本件保険契約締結の際Aが腹部大動脈瘤の疾患を有していることを知っていたということから、直ちにX_1がYを欺罔して錯誤に陥らせ保険契約を締結させようとする意思を有していたと推認することはできず」

二　告知義務違反を理由とする保険契約の解除について

(1)「本件保険約款には『保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの代理人が故意または重大な過失によって、保険申込書の記載事項について当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する通知をもって、この契約を解除することができます。』との規定（第一〇条一項）が存することについては当事者間に争いがないところ、前

記保険申込書の告知欄の質問事項が『現在病気またはケガをされていますか?』という項目と『他にも同様の傷害保険にご加入になっていますか。』という項目の二項目から成り立っているということ、及び、本件保険契約が疾病による死亡の危険をも担保する趣旨のものであって商法第六七八条一項をも参酌するのが相当であることからすると、本件保険約款の右規定にいうところの『知っている事実を告げ』なかった場合とは、保険者がその事実を知ったならば保険契約の締結を拒絶したか、または、少なくとも同一条件では契約を締結しないであろうと客観的に考えられるような事情を告げなかった場合であり、そして右事情のなかには被保険者の生命の危険性を測定するのに重要な事実を当然含むものであると解するのが相当である。然るところ、Aの疾患のうち腹部大動脈瘤だけを取り上げてみても、それが予後不良にして重篤な疾患であるばかりでなく、同人のばあい外科的処置がなんらなされず保存的療法に終始していたということは前認定のとおりであるから、告知義務の対象となるべき重要な事実に該当することは明らかであって、かつ、本件保険契約の申込書の告知欄が前記のとおりいかに簡略なものであったとはいえ、また、担当医の診察を受けたうえハワイ旅行に出発したものであるとはいえ、腹部大動脈瘤の疾病としての重大性に鑑みれば、Aの代理人であるX_1において、少なくとも、腹部大動脈瘤が告知すべき重要な事実に属するものであることを知らなかった点に重大なる過失があるというべきである。従って、本件保険契約は、本件保険約款の前記規定に基づき解除しうるものである（本件契約が保険料の追加支払によって延長されたからといって、その一事をもって告知義務違反という保険契約上の保険者の抗弁事由が直ちに消滅するものではないと解すべきであるから、上記結論に差異は生じない。）」

(2)「ところで、本件保険契約のばあい、保険契約者としての地位の相続人と保険金受取人としての地位の相続人は一致するものであって、X_1らが両者の地位を一旦承継するものであることは明らかである。そして、保険金受取人は契約当事者ではないから契約の成立や契約内容の変更に関する手続きに関与する権限がないと解すべきこと、及び、民法第五四四条第一項の規定趣旨からすると、保険者であるYが告知義務違反を理由として本件保険契約を解除するためには、保険契約者としての地位の承継者である者、すなわちX_1ら全員に対して解除の意思表示をしなければその効力は生じないものであると一応いわなければならない。」

(3)「本件保険契約の前記条項（第一〇条第一項）には、告知義務違反のばあい、『当会社は書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する通知をもって、この保険契約を解除することができます』と定められているが、右規定は、保険契約者が生存している場合を念頭に置いたものであり、かつ、保険契約者の所在が不明であるなどの理由で意思表示が到達しない場合の不利益を回避するための規定に過ぎないし、また、

本件保険約款のなかのどこにも、保険契約者が数人あるときはその代表者一人を定めることが必要で、その代表者が他の保険契約者全員を代理するものとし、もし代表者を定めないか、または代表者の所在が不明のときは、保険会社がそのうちの一人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じるものとする旨の規定を見出すことはできない。結局、B（Yの社員）は、単にYが従前行なっていた保険実務を踏襲したに過ぎず、なんら法的根拠に依拠しないで、保険金請求書をX_1宛に一通だけ送付したり、本件保険契約の解除の意思表示をX_1に対してのみしたりしたものであって、X_1がその余の原告二名と合意のうえ保険契約者としての地位を単独相続したか、あるいはX_1が他の原告二名を事実上代理しているものと、Yをしてあえて信ぜしめるのがもつともであると思われるような外観が原告らによって作出されたということは認めることはできない（現にB自身原告らが各別に本件保険契約の保険金を請求するのではないかと解釈した一時期があった位である。）すなわち、Bとしては、仮に具体的な保険金請求権の帰属主体についてはY主張のような理解をすることが許されたとしても、本件保険契約自体を解除するにあたっては、保険契約者としての地位の承継者が何人であるかの点について格別の省察を加える必要があったものであるといわなければならない。結局、本件事実関係の下では、X_1に対してなされた本件保険契約の解除の意思表示を有効と解すべき特段の事情はいまだ見出し難いといわなければならない。」

(4)「一般に、保険取引にあっては、約款の定めるところによるという商慣習法ないし事実たる慣習があるといえるとしても、なんら約款に定めもないのに約款の内容を補充するような商慣習法ないし事実たる慣習の存在を肯認するためには極めて慎重を要するというべきである。Yが保険契約を解除するばあいに、保険の種類を問わず、複数ある保険契約者のうち一名のみに対して解除通知を発するという取扱いをしているということは容易に推認しうるが、本件の如き海外旅行傷害保険契約の場合、保険契約者が二人以上あるときには、その代表者に対して解除通知をすれば足りる旨の取扱いについて、顧客の理解を求めるための公示手段（パンフレットの配布など）をYにおいて講じたことを認めるに足りる証拠はないので、右の取扱いはあくまでもY内部で多用される便宜的事務手続に過ぎないというべきであって、民法五四四条に優先して適用されるべき、右条文と異なる内容の商慣習法、あるいは、保険契約者の意思をまたずに当然これを拘束するような普遍性をもった右趣旨の慣習律の存在は認めることができないといわなければならない。」

〔研　究〕判旨の立論には疑問がある。

一　本件判旨の基本的な立論は、まず、腹部大動脈瘤は重篤な疾患であり、告知義務の対象となるべき重要な事実に属するものであるから、これが告知事項に該当することを知らずに告知しなかったことは重過失による不告知であり、本件保険契約の約款にいう解除事由があるとしつつも、Yは適式な解除の意思

表示を行なっていないとする。すなわち、本判決は、契約解除に関する民法五四四条一項の規定の趣旨からすると、保険者であるYが告知義務違反を理由として保険契約を解除するためには、まず保険契約者としての地位の承継人であるX1、X2、X3全員に対して解除の意思表示をしなければならないのに、Yによる本件保険契約解除の意思表示はX1に対してなされたに過ぎず、約款自体にも、保険契約者たる地位が複数人に帰属している場合に、そのうちの一名に対して解除の意思表示をすれば足る旨の規定もないし、商慣習もそのようになっているとは考えられず、またYにおいて保険契約者の地位がX1のみに帰属したと信ずることがもっともであると思われるような特段の事情も認められないから、YのX1のみに対する解除の意思表示は有効とはいえないとする。

告知義務違反については、告知事項に該当するか否か、告知義務違反と詐欺の関係など、保険法のなかでは比較的判例の豊富な分野ではあるが、契約解除の相手方、とりわけ相続により契約者の地位が承継され、しかも複数である場合に、契約解除の方法とその効力が問われるといったケースはきわめてまれであり、おそらく本件がこれに関する初めての裁判所の判断である。

本件判旨は、この点について、解除権不可分の原則に関する民法五四四条一項の規定を援用し、多くの民法判例においてとられている立場を採用して結論に到達している。すなわち、同条については、契約当事者が複数ある場合の契約解除の相手方はその全員であるが、「特段の事情」がある場合には同条の適用領域が限定されると解するのが一般的であり（最判昭三六・一二・二二民集一五巻一二号二八九頁。この最判を踏襲するものとして、京都地判昭四七・七・一二判時六九〇号八一頁、東京地判昭五〇・二・三判時七九二号五五頁、東京高判昭五五・六・一八判時九七一号五一頁、大阪地判平四・四・二二判タ八〇九号一七五頁などがある。）、本件にこれを当てはめたとき、本件事実関係の下では、いまだ「特段の事情」があるとは認められず、原則通り保険契約者の地位の承継人全員に対して解除の意思表示をなさなければならないものとする。

従来より、保険実務上は、保険契約者または保険金受取人の相続人が複数ある場合には、相続人の一人を代表者として選定してもらい、保険金の支払や連絡交渉などの事務をすすめる方法や、生命保険では、約款で保険契約者が二人以上あるときには、その代表者に対して解除通知をなせばよく、代表者が定められていないか、またはその所在が不明のときは、契約者の一人に対して解除通知をすれば他の契約者に対しても効力を生じると定められており（例えば、利益配当付養老生命保険普通保険約款ではその第二七条）、こうした方法で解除がなされていたところから、本件のような判断が正当であるとすれば、実務に対し対応をせまるものとなるであろう。その意味できわめて重大な意義を有する判決であるということができるし、また告知義務違反に基づく契約解除に、一般契約法理上の解除がどこ

まで援用されるべきかの問題を提起したという意味でも、理論上興味深いものがある。

そこで、告知義務違反に基づく契約解除に民法五四四条一項がそのまま適用されるべきかの問題をひとまず置くとして、適用あることを当然の前提とした当事者の主張にそった形でなされた本件判旨の構成から考えてみることとする。

二 さきにも述べたように、民法五四四条一項に関する近時の一般的な考え方は、契約者の相続人が複数あるとき、「特段の事情」がある場合を除いて、解除の意思表示はその全員になされなければならないものとする。そして、現在の状況はこの「特段の事情」がいかなる場面であるかの集積を待つところであるとされている（山下末人「賃借人の相続人の一人に対する解除の効力（判批）」判タ四三九号九二頁）。すなわち、前記の最高裁昭和三六年判決は、「賃借人が死亡し、相続人として妻および子がある場合は、特段の事情の認められないかぎり、子のみに対する賃貸借解除の意思表示を有効ということはできない」として、一律に民法五四四条が適用されるというのではなく、特段の事情がある場合には別であることを示したため、具体的な基準が次の議論の対象となったものである。最高裁は具体的な基準を示すことなく消極に解しており（つまり、これこれの事情では特段の事情とはいえないというにとどまる）、その後も、東京高判昭和五五年六月一八日（判時九七一号五一頁）などは最高裁と同様消極に解していたところ（従って、具体的基準としては不明）、前述の大阪地判平成四年四月二二日が、同様の賃貸借契約に関する事例において、特定の相続人のみが賃借物件を使用し、かつ賃料を支払っていて、他の相続人が賃貸借契約にかかる一切の代理権を当該相続人に授与したと見られるような特段の事情がある場合には、賃貸人は、当該相続人に対してのみ契約解除の意思表示をなせば足る、として、初めて基準を示してきた。

本件判旨の中で、「(五) 特段の事情の存在について」（判タ六八七号二四〇頁、本稿では**二** (3) がこれに当たる）は、こうした民法の判例に基本的に依拠するものと考えられるが、詳細にはいくつかの問題が提起される。

判旨の「本件保険約款のなかのどこにも」という叙述の部分がまず問題とされる。これは、民法五四四条が強行規定か任意規定かにかかわる事柄であり、「特段の事情」の問題ではありえない。任意規定と解するのが定説である（椿寿夫『注釈民法一三巻』四〇五頁、我妻栄『債権各論　上巻』一八六頁）。

また、特段の事情に関する部分としては、「X_1がその余の原告二名と合意のうえ保険契約者としての地位を単独相続したか、あるいはX_1が他の原告二名を事実上代理しているものと、Yをして信ぜしめるのがもっともであると思われるような外観が原告らによって作出されたということは認めることはできない」が問題とされる。前記の平成四年四月の大阪地判は、「代理権を授与したとみられるような特段の事情がある場合には」とし

ているが、これはむしろ特段の事情の問題とはいえない。他の契約者が代理権をそのうちの一人に与えているような場合には、民法に従い、代理人たる一人に対する意思表示は法的には全員に対する意思表示となるから、民法五四四条の枠内で解決され、民法五四四条の要件も満たされることとなり、「特段の事情」を問題とする必要のない場合である（山下・前掲判批九三頁）。この問題は、民法の判例・学説のなすべきことともいえるが、従来より「特段の事情」として挙げられるものは、共同相続人間で当該相続人のみに賃借権を相続させるという明示または黙示の合意がある場合や、賃貸借にかかる一切の代理権が授与された場合などであり、前者は民法五四四条の問題とはならないし、後者は前述のように同条のまさに枠内の問題である。「特段の事情」論は、契約者が複数で、しかも右のような構成が困難な場合について、その内容の具体的把握に向けられなくてはならないのである（山下・前掲判批九三頁）。その意味でいうと、本件判旨は、単独相続したか、事実上代理しているものと、あえて信ぜしめるような外観を作出したか否かを基準としており、従来の判例の考えから一歩踏み出し、外観責任ないしは信義則を根拠としてその要件を明確にした議論を展開しているという点で評価しうるものである。

その他、当初から契約当事者が複数の場合だけでなく、後に複数となった場合、ことに共同相続が行なわれた場合にも適用あること（椿・前掲書四〇五頁）、また、解除者側についても、被解除者側についても代理が認められるが、ただ被解除者側については、代理権の認定は慎重になされる必要があることなどが通説であり（星野英一『民法概論（第一分冊契約総論）』八七頁）、本件判旨もこれに従ったものといいうる。

三　告知義務違反があったか否かの判断についても、若干の問題がある。判旨は、「少なくとも、腹部大動脈瘤が告知すべき重要な事実に該当することを知らなかった点に重大なる過失がある」として、告知義務違反があったとするが、本来からいえば、告知事項に関する当事者の主観的認識の対象については、重要な事実の存在についての認識と、告知事項に該当するか否かの認識とに分けて考察をなさなければならない（倉沢康一郎『保険法通論』四五頁）。ただ、本件においては、原告が腹部大動脈瘤については悪意であったことを認めているため、かかる疾病が告知事項に該当することを知っていたか、あるいは知らなかったことにつき重過失があったかを問えば足ることとなったのである。事実についての悪意を前提とし、告知事項に当たるか否かについては悪意・重過失がある場合に告知義務違反を問われるとする多数説に立とうと（大森忠夫『保険法』一二七頁、野津務『新保険契約法論』二一六頁）、事実と告知事項への該当性のいずれについても悪意・重過失を要求する少数説に立とうと（石井照久＝鴻常夫『海商法・保険法』一七一頁、田辺康平『現代保険法』五二頁）、本件に関しては、告知すべき重要な事実に属するものであることを知らなかったことに重過

失が認定されるかだけが問題とされるからである。従って、その意味では本件判旨がいずれの見解に立ったかは不明ではあるが、結論的には、腹部大動脈瘤の疾病としての重大性からすれば、原告が腹部大動脈瘤が告知すべき重要な事実に属することを知らなかった点に重大な過失が認められ、告知義務違反に問われるとすることに異論はないところであろう。

四　本件判旨も、当事者の主張も、ともに告知義務違反があった場合には、民法における契約解除の規定が当然適用されてくることを前提としているが、二つの点において疑問なしとはしない。第一には、民法五四四条自体に内在する問題であり、第二に、保険契約上の告知義務違反ということから生ずる問題である。

第一の問題は、民法上も、当事者の一方が複数ある場合のあらゆる契約解除に、当然民法五四四条が適用されてくるというものではないとされている点である。「解除権の不可分性」は、解除の効果を全員について一律に発生させないと法律関係が複雑になってしまうのでこれを避けるためのものであるが(星野・前掲書八六頁。我妻・前掲書一八六頁は、さらに当事者意思をあげる)、そうであるとすれば、ことは実質的な問題となりそうであり、対象とされる契約内容あるいは実態に応じ同条を適用するか他の規定によるかが問題とされざるを得ないことになる(星野・前掲書八六頁はこの趣旨か)。解除者が複数の場合と被解除者が複数の場合とでは利益状況が異なるであろうし、また多くの判例で問題とされたような賃貸借契約については賃借人の保護といったさらに別個の利害が関連してくるのである(改正借地借家法の下でいかに理解されるかはさらに問題となりうる)。また、いわゆる解約については、単独各別でなしうるとする考えもある(勝本正晃『債権総論　中巻(1)』一六頁)。同じく契約の解消の場面ではあっても、遡及効のない場合には、法律関係が複雑にならないようにとの民法五四四条の法の趣旨に抵触することはないからである。そして、この点は、比較的古い判例の基本的態度であったということも事実である(甲府地判昭和二八年四月二二日下民集四巻六〇四頁、東京地判昭和三四年一月三一日下民集一〇巻二〇七頁。民法五四四条一項は、解除の結果法律関係が複雑化することを避けるため特に設けられたものであるから、遡及効のない賃貸借の解除については適用すべきではなく、共同賃借人の一人に対する意思表示をもって全員についての契約解除をなしうるとした)。

この最後の点は、もしそうした考えが正しいとすると、保険契約の場面での議論にも影響を及ぼしてこざるを得ないこととなる。次に述べる第二の問題を別として、契約解除に関する民法の一般法理が告知義務違反による契約解除に適用されるとしても、周知のように、商法六四五条をめぐっては、その第一項と第二項のいずれを木則とするか、つまり告知義務違反の契約解除の効果は解約なのか解除なのかが争われており(契約解除につき一般的に遡及効を認め、一項が将来効を認めるのは、保

険者に保険料請求権を確保させるためだけのことであるとするものとして、大森・前掲書一二八頁、倉沢・前掲書四五頁。これに対し、解除の効力については一項の文言通り将来効のみを認め、これでは説明のつかない事故発生後の契約解除の場合の保険金支払義務を免れるという効果については、告知義務違反があった事実に基づく既発生の事故についての免責の効果とするものとして、田辺・前掲書五七頁)、解除(広義)であれば民法五四四条に直ちに行くという結論には容易に到達しえないからである。

第二の問題は、そもそも保険契約における告知義務違反に基づく契約解除に、民法の契約解除の一般法理がそのまま適用されるかという問題である。わが国の現行民法は、フランス民法とは異なり、射倖契約なる概念を知らない。射倖契約性は、保険契約の本質的・内在的性質である。確定的出捐と確定的出捐とが対価的構造を有する実定契約と、確定的出捐と条件付出捐とが対価的構造を有している射倖契約とでは、契約の一方的な破棄の制度である解除について(そして、とりわけ条件付出捐をなすものからの解除につき)、その意義を異にするのは当然である。一般法理上の解除の根拠が、法定解除の原因としての債務不履行に認められるように、契約の客観的実質的内容から判断して、契約の存続を無意味とするというところに求められるのに対して(山下末人『注釈民法 一三巻』三五九頁)、射倖契約としての保険契約の解除にあっては、根本的には契約法の大前提たる当事者の衡平という意味で共通であるとはいっても、一方の給付が条件付出捐であるという点で、衡平のハカリがまったく異なるからである。

そして、このことは、おそらく射倖契約性と告知義務との関係にも関連を有する。告知義務は、保険契約の射倖契約性を根拠とするものである。他の動機を偽る場面とは異なり、射倖契約にあっては条件成就のプロバビリティーを偽ることが特に重大な意味をもってくる。条件成就の蓋然性こそ契約締結の最も重大な動機であるからである。そして、給付義務を具体化する条件たる事実の発生の有無によって、両当事者のなすべき具体的給付相互間の均衡関係が左右するような構造をもっているため、契約の動機における不法性を排除し、当事者の公平を図るため、特別の配慮が必要となり、これが告知義務の制度である(倉沢康一郎「告知義務」『保険契約法の現代的課題』二七頁以下)。そして、告知義務は、契約締結までになされなければならないという意味で、保険契約から発する義務とは異なり、保険者は強制する手段をもたず、不履行による損害賠償もないという意味で、通常の義務とも異なる。

ところで、近代的個人の自由意思に基づいて成立した契約については、相当な事由がなければ消滅が認められないというのが解除に関する法制度の趣旨である。民法にいわゆる法定解除は、契約の履行段階において瑕疵(債務不履行)があることによって認められるもので、すでに確定的に有効に成立した契約

において、債務不履行によって、その存続が無意味となる場合に認められるものである。契約の履行段階の瑕疵とは関わりのない告知義務違反がこれに従わなければならない理由はまったく存在しない。

五　このように考えてくるとき、告知義務違反に基づく契約解除につき、民法五四四条一項が当然に適用されるとすることにはならない。むしろ、第一義的には、当事者の意思ないしは商慣習にそれが求められるべきである。とはいえ、本件のような傷害保険契約については、被告主張のように、生命保険契約における約款を当事者の意思の根拠にすることはできない。傷害保険契約が、生命保険契約と損害保険契約の中間的存在であり、特に死亡保険金のような定額保険については生命保険に類似し、そして死亡保険金給付に関しては生命保険契約についての規定が適用されるとはいえ（倉沢・前掲（通論）一四八頁）、当事者の契約内容として、傷害保険契約につき生命保険契約の約款を援用することまでは認められるものではない（生命保険約款において、解除通知の相手方に関する規定があるのも、生命保険にあっては当然に相続人あることが予定されているのに対し、傷害保険では被保険者は基本的には生存していることが前提とされている）。

保険実務としていかなる商慣習に基づきなされていたかこそが根拠とされるべきものであり、これなきときに初めて、民法に考察を及ぼすべきものと思われるが（法源適用の順序）、その際にもいわば地位に互換性のあることを前提とした双務契約の解除（民法五四四条は基本的にはこれである。谷口知平『注釈民法　一三巻』三六一頁以下）と、一方的に保険者のみに解除権が認められている告知義務違反に基づく保険契約の解除とでは利益状況を大きく異にすることには注意を払わなくてはならない。

なお、本件については、控訴審として、大阪高裁平成元年三月三〇日判決（大阪高昭和六三年（ネ）第二五九号）、上告審として、最高裁平成五年七月二〇日第三小法廷判決（平成元年（オ）第九三三号）があり、いずれも本件判旨と同様の結論に到達している。

宮島　司